

第77回 定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「会社の支配に関する基本方針」

- 連結計算書類

「連結注記表」

- 計算書類

「個別注記表」

第77期

(2025年4月1日～2026年3月31日)

ゼット株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。
(最終改定 2022年1月21日)

- ① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「サステナビリティ基本方針」における「ガバナンス」への基本方針、並びに取締役・従業員への具体的な指針として「倫理規範」、「行動規範」を定め、当社グループにおける全従業員がこれらの諸規範の趣旨・内容を十分理解し遵守するよう浸透を図るとともに、社外弁護士もアドバイザーとして出席する「企業倫理委員会」を定期的開催し、当社グループのコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。また、内部通報手段として社内外窓口を設け、社内は人事総務部長、社外は社外弁護士を対応窓口とし、通報内容は秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを明確にする。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る以下の文書その他の重要な情報は、社内規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録

以上の2文書は少なくとも10年間は保存するものとし、閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理委員会」を定期的開催し、それぞれのリスクの洗い出しや、その予防策、発生時の対応、経営への影響を定めること等により、当社グループの横断的なリスク管理体制の整備と問題点の把握に努める。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は定例で毎月1回開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の職務遂行の監督等を行う。また、取締役は他の主要会議にも任命された場合には出席し、経営上の課題や計画の進捗状況等を把握し、経営判断に反映する。また、子会社の取締役会においても、経営に係る重要事項の決定や各取締役よりその執行状況を報告させ、効率的な業務遂行体制の検証を行う。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループの企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規則に定める事項を決議し、当社グループの業務の執行状況を監督する。グループ会社の重要事項については取締役会の事前承認とする。当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。

当社の監査等委員会及び内部監査部門は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努める。

- ⑥ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制

当社は、定期的に当社及び当社子会社の取締役・監査役が出席する取締役会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して、随時当社取締役会、当社取締役への報告を義務づける。

- ⑦ 当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務の補助は、内部監査室の使用人がこれに当たる。また、監査等委員会が専属の補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、使用人の中から指名することができる。

- ⑧ 前号で定める使用人の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号で定める使用人の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、常勤の監査等委員である取締役の同意を得るものとする。また、当該使用人は、監査等委員会の職務の補助について監査等委員会の指示に従うものとし、取締役(監査等委員である者を除く。)その他業務執行部門に属する者からの指揮命令は受けないものとする。

- ⑨ 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、下記の定める事項について、発見次第

速やかに当社の取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。また、「通報等窓口」による通報状況及び重要な通報内容について、公益通報対応業務従事者より当社の監査等委員会に対し報告を行う。

なお、当社の監査等委員会は必要に応じて、当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

- ・法令、定款に違反する事項、又はそのおそれのある事項
- ・会社の信用を大きく低下させる事項、又はそのおそれのある事項
- ・会社の業績に大きく悪影響を与える事項、又はそのおそれのある事項
- ・「倫理規範」と「行動規範」を大きく逸脱する事項、又はそのおそれのある事項

- ⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令、「倫理規範」、「行動規範」及び社内規則に基づき、当社監査等委員会への報告を理由に当該報告者に対して、当該報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行わないこととする。

- ⑪ 当社監査等委員会の職務の遂行について生じる費用等の処理に関する体制

監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還を請求したときは、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑫ その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか必要に応じて他の重要な会議に出席でき、主要な稟議書その他業務執行に関する情報を閲覧し、取締役に対して説明を求めることができる。また、監査等委員会は当社の会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っていく。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社は、「行動規範」に基づき、反社会的な勢力からの不当な要求には決して応じない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の対応は、人事総務部を統括部署とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応する。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制についての決議に基づき、以下のとおりその適切な運用に努めております。

- ① コンプライアンスに対する取り組み

「サステナビリティ基本方針」における「ガバナンス」への基本方針、並びに取締役・従業員への具体的な指針として「倫理規範」及び「行動規範」を定め、当社グループにおける全従業員がこれらの諸規範の趣旨・内容を十分理解し遵守するよう浸透を図るとともに、社外弁護士もアドバイザーとして出席する「企業倫理委員会」を定期的で開催し、当社グループのコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めております。

また、内部通報手段として社内外窓口を設け、社内は人事総務部長、社外は社外弁護士を対応窓口とし、通報内容は秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを明確にしております。

- ② リスクマネジメントに対する取り組み

「リスク管理委員会」を定期的で開催し、それぞれのリスクの洗い出しや、その予防策、発生時の対応、経営への影響を見定めること等により、当社グループの横断的なリスク管理体制の整備と問題点の把握に努めております。

- ③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組み

当社の取締役会は、当社グループの企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規則に定める事項を決議し、当社グループの業務の執行状況を監督しております。グループ会社の重要事項については当社取締役会の事前承認としております。当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に行っております。

また、当社の監査等委員会及び内部監査部門は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値を向上し、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくためには、収益力の高い企業体質を構築し、持続的な成長を確保していくことが必要であると認識しております。そして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としても、当社は、当社の企業価値の源泉を理解し、収益力の高い企業体質の構築及び持続的な成長の確保を通して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

もとより、当社株式について大量取得行為がなされる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社としても当該大量取得行為を一概に否定するのではなく、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株主が株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかを判断するためには、当該大量取得行為の内容、目的、大量取得者の将来にわたる経営戦略等の必要な情報及び判断のための十分な時間の提供が前提となりますが、昨今の株式大量取得行為の中には、そのような情報及び検討時間の提供が十分になされないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為が進められる事例、特定株主グループが他の当社株主と協調して買付行為が進められる事例等が少なからず見受けられます。当社としましては、そのような大量取得行為者は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれを生じさせる者であって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、2025年6月26日開催の第76回定時株主総会において、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式の大量取得行為に関する対応方針(以下、「本ルール」といいます。)更新の承認決議を得ております。

本ルールは、以下の①から③のいずれかに該当する当社株式等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大量取得行為」といい、かかる買付行為を行う又は行おうとする者を「大量取得者」といいます。)に対する対応方針であります。なお、大量取得行為は、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、大量取得行為、大量取得者のいずれについても事前に当社取締役会が同意したものを除くものとします。

①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為

③当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合も含む。)との間で行う行為であり、かつ、(i)その行為の結果、他の株主が特定株主グループの共同保有者となる合意その他の行為、又は(ii)特定株主グループと他の株主との間で、実質的な支配関係や、共同若しくは協調して行動する関係を樹立する行為

但し、(i)(ii)のいずれも、当社株式等につき特定株主グループの株主と他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限るものとします。

本ルール採用の目的としましては、当社は企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進する所存ですが、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に買付目的や買付後の経営戦略等についての十分な情報開示が行われることもないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為を進める事例が少なからず見受けられます。

もとより、当社としましては大量取得行為が当社の企業価値の向上、株主共同の利益に資するものであれば、当該行為を否定するものではありません。しかし、このような濫用的な大量取得行為においては、株主の皆様が大量取得者の提示する買付価格の妥当性等をはじめとして、大量取得行為の内容について検討するに足る情報や時間が与えられないまま判断を迫られるケースも想定され、その結果、対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なう可能性も否定できません。大量取得行為がなされることを受け入れるかどうかの判断は、いうまでもなく、当社株主の皆様によってなされるべきものであり、そのためには、かかる大量取得行為が行われる際に、大量取得者から当該大量取得行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略など、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

一方で、2026年3月31日現在において、当社役員及びその関係者により当社の発行済株式の約31.5%が保有されておりますが、当社役員及びその関係者が各々の事情に基づき今後当社株式の譲渡その他処分を行うことにより、それらの当社株式の保有割合が減少し、流動性がさらに増大する可能性も否定できません。また、それ以外の当社株式の多くは個人株主の皆様や信託銀行等

の機関投資家、国内法人、外国法人等の皆様により保有されておりますため、結果として企業価値ひいては株主共同の利益の確保に反する株券等の大量の買付がなされる可能性が存することとなります。

こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大量取得行為及びその提案がなされた場合におけるルールを策定いたしました。

本ルールの概要は、1. 大量取得者は、大量取得行為に先立ち、株主の皆様が当該大量取得行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報として、当社取締役会が本ルールに従って求める情報を提供しなければならない、2. 提供された情報に基づき、当社取締役会、特別委員会が当該大量取得行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大量取得行為を開始することができない、3. 大量取得者が本ルールに従わない場合など、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るため、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重して、対抗措置を執る場合がある、というものです。

大量取得者が本ルールを遵守しない場合の具体的な対抗措置の内容としましては、新株予約権の株主無償割当てを予定しておりますが、その時点で当社取締役会が最適と判断する別の方法を執ることがあります。

対抗措置の発動の適否は、株主の皆様におかれて、当該大量取得行為が、当社の企業価値を高め株主共同の利益を図るものかをご判断いただき決定すべき事項であると考えますので、原則として対抗措置発動の適否に関する株主意思の確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を開催したうえ、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の判断に従って決議を行います。但し、例えば、株主意思確認総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付の是非を判断するために必要な情報を確保することができなかったりする場合などには例外的に、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問を経て、取締役としての善管注意義務に従い、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置の発動を決定することがあります。なお、当社取締役会が対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項、及び特別委員会が当社取締役会よりの諮問を受け行った助言・勧告の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに公表を行います。

本ルールの有効期間につきましては、2025年6月26日開催の第76回定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであり、当社は有効期間の満了時に、再度株主総会において株主の皆様の本ルールの更新の可否についてご決議いただく予定であります。

なお、本ルールは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本ルールにつき廃止の決議がなされた場合、その時点で廃止されるものといたします。

また、関係諸法令の新設・改正及び金融商品取引所その他関係省庁等の対応の変化等により、株主共同の利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、当社取締役会において、必要に応じて本ルールを修正し、変更する場合があります。当社は、本ルールの廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、公表を速やかに行います。

(3) 取り組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記(2)の具体的な取り組みについて、以下のように判断しております。

- イ. 上記基本方針を実現するための当社の具体的な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるためのものであり、まさに基本方針に沿うものであります。
- ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして当社がその導入を決議した本ルールは、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するために必要な情報及び判断のための十分な時間を確保することにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、これは上記基本方針に沿うものであります。

更に、本ルールは、①株主総会においてその導入、更新の可否を株主の皆様が諮るものであること、②合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動できないように設定されていること、③独立性の高い社外取締役によって構成され、当社の費用で独立した第三者の専門家の助言を得ることができる等の権限が認められた特別委員会が設置されているうえ、本ルールの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、④有効期間が、継続決議のなされた定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会のときまでと定められているうえ、有効期間の満了までに再度株主総会において株主の皆様によりその更新の可否についてご決議いただくこととしていること、⑤株主の皆様により選任された取締役で構成される取締役会により有効期間の満了前においてもいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性、客観性が確保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称 ゼットクリエイト株式会社

ザイロ株式会社

株式会社ロッジ

株式会社ジャスプロ

広州捷多商貿有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

評価基準は、当社及び連結子会社においては原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品

主として先入先出法

仕掛品

総平均法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

②重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループでは、スポーツ用品等の販売を行っており、主に卸売業及び小売業を営む企業を顧客としております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転したと考えられる引き渡し時点で履行義務が充足されると判断していることから、その時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社グループでは、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、当該金額を返金負債として認識しております。

スポーツ用品等の販売にあたっては、商品の改廃や季節の巡り等に伴い顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社グループは当該商品及び製品の対価を返金する義務があるため、顧客に対する予想返金について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。（当該返品に係る負債の見積りにあたっては過去の実績等に基づく期待値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。）

⑥重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 輸出入取引により生じる外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針 当社グループでは、外貨建の売上、仕入取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

原則としてヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

商品及び製品 4,236百万円

棚卸資産の評価基準は原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げにあたり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額を見積りますが、正味売却価額の算定に用いられる、過去の販売実績や流行、市場環境の変化等を織り込んだ需要予測には高い不確実性が存在しております。

そのため、予測不能な前提条件の変化等が、正味売却価額の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,644百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産 建物及び構築物 39百万円

土地 362百万円

投資有価証券 183百万円

計 585百万円

担保に係る債務 長期借入金 224百万円

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

20,102,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	352	18.00	2025年3月31日	2025年6月27日

②当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	352	18.00	2026年3月31日	2026年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等への運用を原則としますが、信用リスク、価格変動リスク等に留意しつつ投資も行います。また、資金調達については銀行借入、社債発行による方針です。デリバティブ取引は、外貨建の売上・仕入に係る為替変動リスク及び借入金金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として債券及び株式であり、満期保有目的の債券については主に格付けの高い債券を対象とすることにより、信用リスクの低減を図っております。上場株式については、四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*2)	時価(*2)	差額
①投資有価証券			
其他有価証券	1,777	1,777	—
満期保有目的の債券	2,115	2,065	△50
②長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(249)	(246)	(△2)
③デリバティブ取引	83	83	—

(*1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金
は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非上場株式	1

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,777	—	—	1,777
デリバティブ取引	—	83	—	83

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	2,065	—	2,065
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	(246)	—	(246)

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スポーツ事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

卸売部門	57,106百万円
その他	1,549百万円
合計	58,655百万円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債等	
返金負債	405
合計	405

顧客との契約から生じた負債のうち、報告期間の末日までの販売に関連した返品に係る負債を、返金負債として認識しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 783円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 49円85銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社株式 移動平均法による原価法

②有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

③棚卸資産

商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②収益及び費用の計上基準

当社では、スポーツ用品等の販売を行っており、主に卸売業及び小売業を営む企業を顧客としております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転したと考えられる引き渡し時点で履行義務が充足されると判断していることから、その時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社では、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、当該金額を返金負債として認識しております。

スポーツ用品等の販売にあたっては、商品の改廃や季節の巡り等に伴い顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社は当該商品及び製品の対価を返金する義務があるため、顧客に対する予想返金について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。（当該返品に係る負債の見積りにあたっては過去の実績等に基づく期待値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。）

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

商品 4,185百万円

棚卸資産の評価基準は原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げにあたり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額を見積りますが、正味売却価額の算定に用いられる、過去の販売実績や流行、市場環境の変化等を織り込んだ需要予測には高い不確実性が存在しております。

そのため、予測不能な前提条件の変化等が、正味売却価額の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,102百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産 建物 39百万円

土地 362百万円

投資有価証券 183百万円

計 585百万円

担保に係る債務 長期借入金 224百万円

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

(3) 保証債務

子会社の仕入債務に対する保証 3百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 177百万円

長期金銭債権 204百万円

短期金銭債務 2,361百万円

(5) 取締役に対する金銭債務

長期未払金 11百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 6百万円

仕入高 7,751百万円

販売費及び一般管理費 1,731百万円

営業取引以外による取引高 43百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	527,174株	79株	一株	527,253株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	115百万円
賞与引当金	106百万円
退職給付引当金	83百万円
関係会社株式	23百万円
商品	19百万円
返金負債	19百万円
その他	102百万円
繰延税金資産小計	470百万円
評価性引当額	△177百万円
繰延税金資産合計	293百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△469百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△469百万円
繰延税金負債の純額	△176百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

関係会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ゼットクリエイティブ株式会社	所有 直接 100.00	自社ブランド商品の購入	自社ブランド商品の仕入 (※1)	7,751	買掛金	2,173
			事務所等の賃貸 役員の兼務	賃貸料の収入(※3)	41	—	—
	株式会社ロジック	所有 直接 100.00	資金の援助 役員の兼務 保証債務	資金の貸付(※2) 仕入債務に対する保証	— —	長期貸付金 —	204 —

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 市場価格を勘案して仕入価格を決定しております。

(※2) 株式会社ロジックについては、業績等を勘案して無利息としております。

(※3) 近隣の賃料相場等を勘案して賃貸料を合理的に決定しております。

2. 関係会社への債権に対し、合計221百万円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において合計5百万円の貸倒引当金繰入を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	718円78銭
(2) 1株当たり当期純利益	44円46銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。